

災害時における議会運営に関する課題に対する協議事項

資料 1

	課 題	考え方・対応方針（案）
3	<p>災害時における議会日程の変更や質疑・質問を急遽取り下げた場合の取扱い、委員会視察などに関する議会運営に関すること。</p> <p><主な意見></p> <p>(1) 非常時における議会日程の変更について議運を開かずにできるようにする。</p> <p>また、議長や副議長が欠けた場合の対応をどうするかも協議する。</p> <p>(2) 災害の程度により、執行部と議会とで議論したうえで、議会日程の変更、延期も含めて検討できるようにすること。</p> <p>(3) 定例会（議会質問の取り下げ等）</p> <p>(4) 委員会視察（災害の事前・事後における中止等の判断（とその基準、連絡））</p>	<p>⇒資料 2 を参照 「災害時において、議会運営委員会を開催できない場合の対応」案</p> <p>⇒資料 3 を参照 「災害時において、議長及び副議長ともに事故等がある場合の対応」案</p> <p>⇒上記（1）と関連があり、あわせて検討する。</p> <p>⇒資料 4 を参照 「災害時における、議会質問の取下げ等に関する対応」案</p> <p>⇒資料 5 を参照 「災害時において、委員会視察が予定されている場合の対応」案</p>